



月報

9

缶詰問屋協会

(46. 9. 11 № 57 VOL5)

◆目次◆

8月の行事一覧表	1	
◇みかん缶詰ブロークンに関する打合せ	2	
◇果実部会	5	
統一意匠について みかん缶工組へ回答	9	
◇米国の課徴金に関する懇談会	11	
米国における輸入課徴金の影響額試算	14	
円切上げに関する試算資料	16	
(日缶協)米国の輸入課徴金等に関する陳情	18	
◇規格部会	20	
なめこ缶詰の製造規格に関し農産缶工組へ回答	27	
◇統一伝票普及指導員中央講習会	28	
業種別団体関係(統一伝票普及指導員)による地方講習会要旨	30	
缶詰共同宣伝		
缶詰フェア九州地区実行委員会	31	
朝日女性教室	33	
関係団体報知		33
事務局報知		36

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通 3 丁目 8 番地
八重洲通ビル 7 階

電話 東京 (278) 9278・9289 番

8月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
統一伝票普及指導員中央講習会	8月 3日	10.00～17.30時	東京 商工会議所	全缶協 7名
みかん缶詰ブローチンに関する打合せ	8月 4日	14.30～16.00時	鉄道会館 ルビーホール	蜜柑缶工組 5名 全缶協 4名
果実部会	8月20日	13.30～15.30時	北洋商事(株)	15名
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>〔札幌地区「缶詰フェア」 8月20日～8月25日 6日間 札幌市五番館デパート〕</p> <p>〔東北「缶詰フェア」 8月21日(土) 8月22日(日) 仙台駅前 日之出会館 7階大ホール〕</p> </div>				
課徴金に関する懇談会	8月25日	11.00～13.30時	食品産業 センター	北田専務
規格部会	8月27日	13.30～15.30時	北洋商事(株)	9名
<h2 style="margin: 0;">9月の行事予定</h2>				
水産部会	9月10日	13.30～15.30時	北洋商事(株)	
統一伝票普及指導地方講習会	9月14日	13.30～15.30時	北洋商事(株)	東部地区(東京 神奈川、千葉、 埼玉)会員

みかん缶詰ブロークンに関する打合会

日 時 昭和46年8月4日 14.30～16.00時

場 所 鉄道会館 ルビーホール

内 容 みかん缶のブロークン対策に関する件

出 席 【日本蜜柑缶詰工業組合側】

理 事 長 後 藤 磯 吉 氏

内販委員長 檜 崎 次 男 氏

副委員長 稲 葉 由 蔵 氏

専務理事 村 上 延 衛 氏

井 原 氏

【全国缶詰問屋協会側】

果実部会長 野 田 喜三郎 氏

副 会 長 中 山 良 助 氏

(株)祭 原 市 川 昇 治 氏

専務理事 北 田 久 雄 氏

※ 打合せの概要

みかん缶ブロークンの統一意匠について全缶協では7月6日、果実部会長名をもつて蜜柑缶工組に対しブロークンの統一意匠による現行案のみでは市場の根本的安定策とはならないとの立場から、統一意匠 統一ブランドによつて工組が一括買付、一括販売の共販制を希望し、同時に輸出向けを開発し、内販市場への出回りを抑制するよう努力されたい旨、要請したところ、工組側では全缶協要請は実現困難な内容であるとして再び両者の話し合いを求めて来たのでこのたびの打合会となつたもの。

〔全缶協側の見解〕

抜本的対策としては統一ブランドに踏切ること。それが無理なればブロークンは4号缶には詰めないことに勿論なつているが、5号缶にも出来るだけ詰めてもらいたくなく、2号缶以上に詰めるようにしてはどうか、ブロークンが出る量は出来るだけ少くするべきである。

またブロークンの半分は輸出向け製造の時に派生的にできるものであり、その分だけを工組側で統一ブランドにしてはどうか。

〔みかん缶工組の見解〕

全缶協の統一ブランドに関して工場側は実現困難の理由として①規格に関する検査をしなくてはならないし、またそのための準備もしなくてはならないので、今年は無理である。②共販制だとバツカーから高く売らないと文句が出る。③組合としても20億～25億円の金が必要となる。

④500万函のうち200万函を共販買い取りとなるので公取関係の問題も生じる。

そこで段階的にまず統一意匠を実施したいということであり、もう一度統一意匠につきご勘考ありたい。

またその他の対策としてみかん缶詰の食べ方、利用法のテレビを通じてのPRを実施したい。それにはメーカー、問屋からおのおの函1円を空缶代にうわのせし宣伝費を捻出することは考えられないか。

〔結 論〕

以上の意見交換があり、統一意匠は再度全缶協果実部会で検討することになり、工組側より正式文書申入れを受けることとした。

なお函1円拠出によるPR展開の件はすでに全缶協浅井会長が7～8年前業界全体に呼びかけ実現しなかつた内容であり実現は不可能的要素が強い

とされた。

☆ ☆ ☆

その後 8月16日付で蜜柑缶工組より全缶協に下記文書が寄せられた。

昭和46年8月16日

全国缶詰問屋協会

果実部会長 野田喜三郎 殿

日本蜜柑缶詰工業組合

内販委員長 橋崎次男

みかん缶詰ブロークンの統一意匠の件

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年7月6日付部発第234号貴翰を拝誦し貴部会のご意向を承知いたしました。下記の点ご諒承のうえ首記の件再度ご検討下さるようお願い致します。

敬 具

記

1. 内販向けみかん缶詰の抜本的対策は、需要と供給のバランスをとること、即ち消費に見合った数量を製造し供給することでありますが、このことは誰も承知しておりながら独禁法の関係もあり効果ある手段をとり得ないでいるのが現状です。
2. ブロークンは内販向けみかん缶詰に占める比率が低いとはいっても、当組合が一括買付一括販売を行なうことは独禁法上最も厳しい規制をう

ける販売価格の制限に繋るので、まづ実現は困難と思われま

3. 当組合としては内販向けみかん缶詰の主流であるサイズものの価格を安定させる次善の策として、消費者が一目瞭然とブロークンとサイズものと区別できるようブロークンに統一意匠空缶を使用することを提案するものです。
4. 更にブロークン対策として、(イ)極力輸出に振向けること、(ロ)果汁用、業務用に振向けることに努力することにし、それぞれ具体的に話を進めています。

以 上

果 実 部 会

- 日 時 昭和46年8月20日 13.30～15.30時
- 場 所 北 洋 商 事 株 7 階会議室
- 議 題
1. 新物もも缶詰に関する件
 2. みかんブロークンに関する件
 3. そ の 他

※ 部会討議の概要

本部会は新物もも缶詰に関する情報交換を中心に、あと日本蜜柑缶工組から再度要請のブロークン意匠統一などについて審議を行なったものである。

1. 副部会長の異動について

野田部会長より(株)逸見山陽堂の橋田春男氏がこのたび同社福岡支店の支店長として赴任されたため、果実部会の副部会長に同社常務取締役佐野部長松村義雄氏が就任する旨の異動報告が行なわれた。

2. 新物もも缶詰について

野田部会長は桃缶詰の状況につき大要次のように説明した。

「桃缶詰はことし大量のキャリオーバーがあり、大勢としては意欲があがらないというのが実情である。在庫は6月の時点で100万函あつたといわれ、8月のこの時点でなお80万函程度は残っている模様である。

早生は前年比70%、ある見方ではそれよりもつと悪いという声もあるが、原料はキロ当たり40円以上の高値で終了。8月10日の時点で早生の生産は前年が100万函程度であつたのに対し本年は60万函前後で終わったのではないかと見られる。

中生種は昨年より出回りがおくれ福島は10日ごろから、山形は13日ごろから出回りはじめ17～19日がピークのもよう。

原料価格は福島、山形とも40円でスタートしたが、山形は8日、福島は10日ごろ35円唱えとなり、30円からさらにお盆には25円に下がった。その後は反騰し、17日30円、18日35円へと移行。

昨年のスタートは本年より高値で50円から開始され、益すぎて尻下がりとなり22日には25円唱えで最終的には20円まで落ち込んだが、全体的な平均価格はことしも昨年とあまり変りなく、若干の高値で平均35円唱えといつたところである。いずれにしてもことしは原料出回りが4～5日遅れ、雨量も少なく玉のびが悪く、若もぎ、無袋ものが多く、歩留りが悪いため、昨年より減産ということになる。

昨年の白桃早生は100万函、中生330万函計430万函であつたが、ことしは早生60万函、中生300万函(昨年対比90%)の計360万

函程度と見る。メーカーの仕切りは若干昨年よりきつくなるのではないかとみられるが、ことしはいずれにしても先行き弱気論である。」

〔 45年度 桃缶のグループ別生産数量 〕

	昨 年	46年見込み
大 手 水 産	690,000 函	若 干 減
商 社	250,000 "	"
そ の 他	1,300,000 "	"
大 手 パ ッ カ ー	635,000 "	一 増 産
問 屋	1,450,000 "	横 バ イ
大 手 製 菓	600,000 "	"
4,925,000 函 (黄桃を含む)		

〔 45年度の地区別生産と 46年度見通し(白桃のみ) 〕

	45年度	46年度
東 北 地 区	2,400,000 函	90%
関 東 甲 信 越	380,000 "	100 "
静 岡 地 区	1,100,000 "	70 "
名 古 屋 以 西	500,000 "	60 "
4,380,000 函		3600,000 %程度

但し静岡地区は状況により変化の公算大。

意見交換の結果では総じて静岡ものの引き合いが悪いの声があつた。また本年も缶を持ち越した理由は何かを分析、中にはテクロで一番影響の大きかつ

たのがもも缶であり、これが尾を引いているのではないかとの見解もあつた。いずれにしてもことは400万函を割るものと見られ、市況としては安定の方向にあり、望ましい傾向にあるとの発言もなされた。

3. ドルシヨツクに関する意見交換

議案には掲げていなかつたが、ニクソン大統領が15日午後9時全米向けのラジオ、テレビを通じ発表した金とドルの交換停止ならびに10%の包括輸入課徴金実施問題につき輸出向けみかん缶詰、まぐろ缶詰などの蒙る影響と内地市場の見通しなどを積極的に話し合つた。

4. みかん缶ブロークの統一意匠について

この件に関してはさきに果実部会長名をもつて日本蜜柑缶詰工業組合に統一意匠、統一ブランドによる共販制を希望する旨、文書回答したのに対し工組側より両者代表による懇談会を開き、さらに協議したいとの申し入れがあつた。この懇談会において工組側は全缶協提案の統一ブランド採用には①規格に関する検査の必要とその準備に要する時間的問題でことは間に合わない。②共販制だとパツカーから高く売らないと文句が出る。③組合としても20～25億円の資金が必要。④公正取引法との関係もあり、以上の理由から実現不可能との反対意見が述べられ、まず段階的にいま一度全缶協において統一意匠を検討して貰えないかとの要望となつた。

また同工組では8月16日付にて正式に統一意匠実現の協力呼びかけを申し入れてきたため再びこの果実部会において全缶協側の意見統一を行なうことになつたもの。

野田部会長はいままでの経過について説明し慎重な協議を行なつたが、各部会員ともすでに統一意匠を採用しなければならない時点は過ぎ去つたとして関心薄く、たとえこれを実施したとしても統一意匠でありながら、格

差のあることは末端消費者、量販店などから当然問題とされることとなり、また公正取引法との関連からこの統一意匠による価格対策は困難であるとし、統一意匠採用には協力できかねる旨、文書をもつて回答することに決定した。

5. 添加物について

9月1日から食品添加物のうち硫酸銅ならびに赤色108号を使用した食品缶詰類はすべて販売が禁止となるので部会員を通じフキ、グリーンピース、チェリー、みつ豆など市販されているなかこの削除品目を使用した缶詰が店頭に並べられることのないよう十分に注意することを確認しあつた。

統一意匠についてみかん缶工組へ回答

8月20日の果実部会結論にもとづき、8月25日付部発第237号をもつて下記文書を蜜柑缶工組内販対策委員長宛提出した。

部 発 第237号

昭和46年8月25日

日本蜜柑缶詰工業組合

内販委員長 檜 崎 次 男 殿

全国缶詰問屋協会

果実部会長 野 田 喜三郎

みかん缶詰ブロークンの統一意匠の件

拝啓 ますますご清栄にて大慶に存じます。

さて、みかん缶詰ブロークの統一意匠の件に関しましてはさきに弊信部
発第234号をもつて統一意匠、統一ブランドによる共販制を希望する旨
ご返事申しあげましたが貴組合よりあらためて両者代表による懇談会の開
催を申し受け、首題の件を中心に意見交換しましたところ貴組合側では弊
協会の統一ブランドによる共販制の採用は諸種の事情から実現困難である
ため、再度統一意匠実現をご検討ありたいとの貴会ご要請ならびに8月16
日付の貴信にもとづき弊協会では去る8月20日果実部会を開催し協議致
しました。

その結論は下記の通りでありますので何卒情勢ご賢察のうえご諒承賜わり
ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. この統一意匠問題が提起された当時と現在の時点では大きな情勢の変
化が見られ、統一意匠とただけではそれがすべての解決策にならない
状況下にある。
2. 統一意匠でありながら格差のあることは末端消費者、量販店を問わず
当然問題とされる。
また価格統一は逆に公正取引法に抵触することになり価格対策が困難で
ある。
3. 8月16日付貴信(4)にも触れられている通り、現状としては果汁用、
業務用あるいは輸出用に振り向けることに努力されること以外に良策は
ないと見られ、この点につき積極的な対処をお願い致したい。
4. 4号缶は勿論のこと少なくとも5号缶によるブロークは販売側とし
ては製造されないことを希望したい。やむを得ない場合には例外として
ごく少量にとどめられたい。

以 上

課徴金等に関する懇談会

日 時 昭和46年8月25日 11.00～13.30時
場 所 食品産業センター 会議室
内 容 米国の輸入課徴金等について

☆ ☆ ☆

日本缶詰協会では米国の輸入課徴金が突如実施され、また円切上げの噂もあつて缶詰業界は大きな影響を蒙るところとなつているが、この問題をめぐり現状の把握と今後の見通しなどを話し合うため、農林省農林経済局企業振興課、関守課長、日本缶詰輸出組合専務理事石井仁一郎氏、食品産業センター専務理事石田朗氏をはじめ缶詰関係各団体（全缶協からは北田専務理事が出席）を招き懇談会を開催した。

この日の中心者となつた日本缶詰輸出組合の石井専務理事は現時点までの経過等について大要次のような報告を行なつた。

☆ ☆ ☆

『ニクソン米大統領は15日午後9時（日本時間16日午前10時）から全米向けのラジオ、テレビを通じ①金交換の停止②10%の包括輸入課徴金の実施措置を発表したが、課徴金（IMPORT ORIGINAL TAX）は殆んどの缶詰が課徴金の対象となることは最早や疑いの余地がない。

この輸入課徴金の採用はケネディ・ラウンド（KR=関税一括引き下げ交渉）で各国に与えた関税引き下げのメリットをなくそうというものでKR以前の1930年の法定関税率と、現行関税率に10%を加えたもののうちいずれか

低いものを適用しようというもので、品種別に見た缶詰の場合は次の如くである

缶詰における米国の関税率

品名	1930年 法定関税率	現行関税率	新関税率
さけ・ます水煮	25%	9%	19%
かに	22.5%	13%	22.5%
まぐろ水煮	25%	7%	17%
まぐろその他水煮	25%	15%	25%
油漬	45%	35%	45%
その他油漬	45%	15%	25%
さば水煮	25%	7%	17%
さんま油漬	45%	15%	25%
かき燻製油漬	ポンド当り 8セント	ポンド当り 2.54セント	ポンド当り 8セント
その他のかき	ポンド当り 8セント	ポンド当り 35セント	ポンド当り 8セント
クラム(まて貝を除く)	ASP 35%	ASP 15%	ASP 25%
みかん	ポンド当り 1セント	ポンド当り 0.2セント	ポンド当り 1セント
白桃	35%	12%	22%
その他のもも	35%	20%	30%
なし	35%	18%	28%
パイナップル	ポンド当り 2セント	ポンド当り 0.75セント	ポンド当り 2セント
その他の果実	35%	21%	31%
混合果実	35%	17.5%	27.5%
マッシュルーム	ポンド当り10% +4.5%	ポンド当り3.2% +10%	ポンド当り3.2% +20%
アスパラガス	35%	17.5%	27.5%

さて、このたびの米国輸入課徴金が即日実施により日本の輸出缶詰ほどの位影響を蒙るかを試算してみると次の通りである。

	未通関%	税率アップ額
まぐろ T 2/4	75万函	180万ドル
みかん 5/2	80万函	16万ドル
かき 燻製	60万函	35万ドル
水 煮	16万函	12万ドル
たらばかに	3万3千函	16万ドル
ずわいがに	3万函	23万ドル
		<u>232万ドル</u>

以上のまぐろ、みかん、かき、かに類の4品目だけで税率アップ額は8億4千万円程度に達する。

みかんの未船積分は5/2で50万函あるが港湾ストもあり、見通し難でパイヤーは10%の課徴金はツパー側で持てと言つて来ており、でなければ1/0は開かないとの声も聞かれている。

缶詰の場合課徴金分の補償は政府にお願いするということになるのであろうが、この損害については商社が負つたのでは補償の対象にならない。しかしそれが製造業者に負担がかつたとなると補償という点がまず考えられよう。』

石井専務の説明につづき質疑があつたあと日缶協で作成した円切り上げに関する試算資料をもとにさらに意見の交換を行なつた。

円切り上げに関する試算資料ならびに米国における輸入課徴金の影響額試算は別表の通り。

米国における輸入課徴金の影響額試算

品目	対米輸出額	新関税率	関税総額(A)	従前の関税率	関税総額(B)	影響額 (A) - (B)
か	に 1,872 百万円	2.5%	309	1.8%	178 百万円	131 百万円
さ	け 82	1.9%	6	9%	8	3
ま	ぐろ水煮 15,421	1.7%	2,622	7%	1,079	1,543
"	油づけ 87	4.5%	17	3.5%	13	4
"	その他 17	1.7%	3	7%	1	2
さ	ば水煮 2,180	1.7%	371	7%	153	218
"	油づけ 42	2.5%	11	1.5%	6	5
"	その他 13	1.7%	221	7%	0.91	13
さん	ま油づけ 9	2.5%	225	1.5%	1.35	0.9
"	その他 2	1.7%	0.34	7%	0.14	0.2
い	わし 4	1.7%	0.68	7%	0.28	0.4
く	じら 10	1.7%	1.7	7%	0.7	1.0
え	び 21	2.5%	5	1.5%	3	2
い	か 91	1.7%	15	7%	6	9
か	きくん製油づけ 877 1,160,089Kg	1ポンド当り 8セント	110	1ポンド当り 2.5セント	34	76
その他	656 1,804,187Kg	1ポンド当り 8セント	141	1ポンド当り 8.5セント	62	79

あ	さ	り	635	25	159	15	95	64
あ	わ	び	14	25	3.5	15	2.1	1.4
さ	ざ	え	8	25	2.0	15	1.2	0.8
そ	の	魚	285	17	48	7	20	28
み	か	ん	4,608	1ポンド当り 1セント	206	1ポンド当り 0.2セント	41	165
白		桃	259,951.88kg	22	6	12	3	3
な		し	21	28	6	18	4	2
り		ご	27	31	8	21	6	2
ミ	ツ	クス	331	27.5	91	17.5	58	33
そ	の	他	23	31	7	21	5	2
マ	ツ	シ	115	1ポンド当り32 セント+20%	6.4	1ポンド当り32 セント+10%	5.8	0.6
そ	の	他	210,191kg	31	12	21	8	4
ア	ス	パ	39	31	3	17.5	2	1
た	け	の	12	27.5	18	21	12	6
		こ	59	31	4,193		1,804	2,389
		計	26,990					

注1) ポンド当りについては、従来どおりであるが、かきは空缶重量込み、みかんは内容総量、マッシュルームは固形量

2) ベットフードは無税なので対象外

3) 対米輸出総額は29,073百万円であるが、上表にはベットフード1,957百万円のほか、課徴金対象品目1,225百万円が含まれていない。

円切上げに関する試算資料

1. 円切上げについて

現行 1円 $\frac{1}{360}$ ドル = 0.0027778ドル 1ドル = 360円

円切上げの仮設

20%切上げ $\frac{1}{360} \times 1.2 = 0.003334$ ドル 1ドル = 300円

12.5% " $\frac{1}{360} \times 1.125 = 0.003125$ ドル 320円

10% " $\frac{1}{360} \times 1.1 = 0.0030555$ ドル 327円

8% " $\frac{1}{360} \times 1.08 = 0.003$ ドル 333円

2. 輸出面での影響

昭和45年を例にとると

1) 輸出額はFOBで、891億円で2億4,750万ドルの外貨額であつた。

(輸出組合調査、ペットフードを含む)

これが円切上げにより、相手方が全部負担するとして

20% 切上げでは 2億9,700万ドル

12.5% " 2億7,844万ドル

10% " 2億7,248万ドル

8% " 2億6,757万ドル となり、

結果として、海外市場では値上げされたことになる。

2) 品目別にみると、1ケース当りでは次のようになる。

品 目	現 行	円 切 上 げ			
		20%	12.5%	10%	8%
さけ 缶 詰(ピンク) 英国向け平 2/48	ドル 16.00	ドル 19.20	ドル 18.00	ドル 17.61	ドル 17.30
まぐろ水煮(ホワイトミート) 米国向けツナ 2/48	1660	19.92	18.68	1828	17.95

まぐろ油づけ(ホワイトミート) 欧州向けツナ 2/48	1250	15.00	14.06	13.76	13.51
さば水煮 フィリピン向け 4/48	5.90	7.08	6.64	6.50	6.38
かきくん製 米国向け 角 B/50	15.35	18.42	17.27	16.90	16.59
みかん " 5/24	3.68	4.42	4.14	4.05	3.98
" 英国向け 5/48	7.11	8.53	8.00	7.83	7.69

3. 輸入面での影響

1) 45年の輸入額はCIFで144億円(4,007万ドル)であつた。

(ドル表示の価額は変化しない)

これが円切上げにより

20% 切上げでは 120億円

12.5% " 128"

10% " 131"

8% " 133" となり

結果として、海外からは安く輸入されることになる。

2) 品目別にみると、1ケース当りでは次のようになる。

品 目	現 行	円 切 上 げ			
		20%	12.5%	10%	8%
パイナップルフィリピン産3/24	円 1,699	円 1,416	円 1,510	円 1,543	円 1,572
も も 米 国 産 2/24	2,628	2,190	2,336	2,387	2,431
たけのこ台湾産1/6	1,400	1,251	1,334	1,364	1,389

- 注 1. 上記各表の試算は現行価格を基準として、輸出は円表示価格を、輸入はドル表示価格を固定し、その他の変動要素を考えないで計算。
2. 上表は円を基準として切上げ計算を行なったが、ドルを基準として切上げると若干異なり、以下の通りである。

12.5%	切上げの場合	1ドル=315円
10%	"	324円
8.33%	"	330円

☆

☆

☆

日本缶詰協会では9月1日付で農林大臣はじめ関係官庁に対し下記内容による陳情を行なった。

昭和46年9月

殿

社団法人 日本缶詰協会

会長 田上東稻

米国の輸入課徴金ならびにわが国の
変動相場制移行に関し陳情の件

缶詰産業の育成強化に関しましては、格別のご指導を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、8月16日、突如として米国のドル防衛政策が発表され、ドル金交換停止とともに、輸入課徴金が実施され、また8月28日わが国では為替の変動相場制に移行しました。

缶詰は総生産高2,350億円に対し、約38%に相当する892億円を輸出し、うち米国向けが291億円と輸出高の32.6%を占めています。今回の輸入課徴金により、1970年の関税額19億円程度が、一挙に44億円となり、その負担は年25億円増と多額なものとなります。

さらに、今回の変動相場制移行は事実上の円切上げであり、変動幅が10%の場合は、45年の輸出額892億円より89億円の減収となります。このことは輸入課徴金とあわせ、業界としては極めて大きな損失であります。

輸入課徴金については、一般に既契約品は輸入業者が負担し、米国内の価格に転嫁するのが筋であります。大部分の品目は相手国でも生産されているので、先方に負担させることは困難であります。

目下、米国のドル金交換停止や円の変動相場制への移行で、商談はストップ状態にあります。缶詰は原料が季節性を有するため、シーズンを外せば生産し得ず、従つて、商社よりの発注なくとも製造せざるを得ぬ特殊事情にあります。

また、缶詰原料のほとんど全部は、国内産の農水産物に依存しているだけに、缶詰の生産不振は農漁家経営に与える影響も大なるものと憂慮しております。

上記事情により、下記に関し特段のご配慮をいただきたく陳情します。

記

1. 課徴金の撤廃に努力いただきたいこと

なかんずく、タリフクォーターを適用されているまぐろ水煮缶詰は、適用除外が至当と考える。

2. 課徴金の負担額 円の変動相場制移行による為替差損に対する救済。
3. 製造済みで未契約滞貨品に対する緊急融資。
4. ツーマンに直面している品目の操業資金（運転資金）の融資。
5. 課徴金の長期化と円の大幅切上げの場合の転廃業に要する資金の特別融資。
6. 課徴金や為替変動により受けた損失（為替差損など）につき、税制上の特別措置。
7. 輸出振興税制の存続。

規 格 部 会

日 時 昭和46年8月27日 13.30～15.30時
場 所 北洋商事(株) 7階会議室
議 題 ① 部会長の異動に関する件
② なめこ缶の製造規格に関する件
③ そ の 他

※ 部会討議の概要

本部会は部会長の異動に関する報告および農産缶工組より申し入れのあつたなめこ缶規格案を中心に審議した。

1. 部会長の異動について

従来、規格部会長は(株)逸見山陽堂缶詰部長橋田春男氏であつたが、社内異動により福岡支店長に転勤されたのでその後任に同社品質管理室長多田義

朗氏にお願いすることになった旨を報告し、全員異議なく多田部会長就任を諒承した。

2. なめこ缶の製造規格について

〔農産缶工組よりの規格式案〕

規 格 (案)

	<u>つ ぼ み</u>	<u>開き又はブロークン</u>
内容物の品位	平均点 3 点以上で 1 点の項目のないもの	同 左
内 容 量	別 表 (1)	同 左
標 示 (1)	品名を「なめこ」と明記	同 左
(2)	「つぼみ」と明記してあること	「開き」又は「ブロークン」と明記してあること
(3)	かん蓋の記号は N O W	同左、但しブロークンにあつては N O W,
(4)	粒の大きさの記号は別表(2)	同 左

内容物の測定方法

固形量の測定は容器を切り開き、品温を 80 °C にして J I S のフルイの規格呼び寸法 4 7 6 0 (孔眼寸法 4.76 mm、針金径 1.290 mm) の金網の上に 2 分間放置し液を流出させた後に行う。

別表(1) 固形量

かん型	固形量 内容総量	
	g以上	g以上
4号かん	200	400
6号かん	90	190(現行200g以上)
7号かん	140	270
小型2号かん(新設)	40	85

別表(2) 粒の大きさおよび記号

区分	記号	粒の大きさ
つ ほ	T	10 mm以下
	S	10 mm以上16 mm以下
み	M	16 mm以上22 mm以下
	L	22 mm以上30 mm以下
開 き	P	20 mm以下
	E	20 mm以上30 mm以下

以上の農産缶工組なめこ部会からの文書による問題点に対し北田専務理事から次のような説明があつた。

「公正競争規約の施行規則ではつほみと開き又はブロークンについてはその標示をつほみにあつては「つほみ」、開き又はブロークンにあつては「開き」と明記することになつているが工組側ではブロークンは「ブロークン」と明記するという案である。それから6号缶の内容総量は現行200g以上を190gに減らしたこと、小型2号かんを新設し固形量40g、内容総量85gとするとの案である。また缶マークの区分の説明はmm標示とすることおよび従来開きのJは30mm以上であつたがこのJは廃止しようした原料による製造は行なわ

ないという方針であり、農産缶工組としてはことしの秋からこれらの規格で実施したい意向である。一方、製缶協会では既に一部印刷缶を手掛けたところもあり、また旧缶の手持ちもあるので規格を改めるのは来年から実施されるようにと農産缶工組宛に文書を提出し、その写が全缶協にも来ている。また製缶協会の文書で粒数表示はmm表示にするか大中小とするのか現在各社まちまちであり、これを統一する意志があるのかどうか聞きたいとしている。ここでみなさんの卒直なご意見をいただきそれを農産缶工組に伝えたい。」

☆ ☆ ☆

従来なめこ缶のJAS規格はその他農産缶詰規格のなかに含まれ、4.6.7号缶の内容量についてのみ決められていたが農産缶工組ではことしの秋からなめこ缶を独立させたJAS規格として設定したい意向である。しかしそれには資料不足といったこともありことしは間に合わず、さしあたり内規的なものとして実施したいというものである。

〔なめこに関する公正競争規約施行規則〕

別表 3 形状中なめこの基準

品 目	基 準
なめこ	<p>つぼみにあつては「つぼみ」、開き（ブロークンを含む）にあつては「開き」と示すこと。</p> <p>（注）</p> <p>(1) 図柄は原料なめこの全形を表わすものであること。ただし、つぼみにあつては皿盛りの図柄を用いてもさしつかえない。</p> <p>(2) 「つぼみ」および「開き」の文字の大きさは、9ポイント</p>

ト以上の肉太活字とする。

(3) 「開き」は「ひらき」と示してもさしつかえない。

別表 6 内容個数中なめこの基準追加

品名	基準
なめこ	つぼみにあつては、大きさを表わす記号 L. M. S. T. 開き（ブロークンを含む）にあつては、大きさを表わす記号 J. B. P および形状を表わす記号・の説明をそれぞれ示すこと。

以上のように公正規約の方では「つぼみ」、「開き」（ブロークンも含む）と示すこととなつている。

☆ ☆ ☆

〔結 論〕

各氏からそれぞれ意見が出され結論として農産缶工組に文書によりなめこの規格案に関し主に6号缶の内容総量を190gと10g減らしたこと。アウトサイダーまで徹底させることができるかどうか、この規格案でいくと例えばT10mm以下、S10mm以上〜となつているが果してこれが守られるかどうか等を問合わせることになり、農産缶工組なめこ部会長宛に提出することになつた。

全缶協としてはなめこの規格設定について十分検討したうえで決定したいとの方針である。

3. パイン缶詰 J A S 規格設定について

沖縄パイン缶詰はいままで輸入品という考え方から J A S 規格はなかつたが沖縄の本土復帰を前にパイン缶詰の J A S 規格を設定すべく、農林省蚕糸園芸課から専門委員会設置の意向が示され専門委員 9 名がパイン関係団体から選ばれ 1 1 月中にも審議会に諮り来年の 4 月には実施したい意向である。この件に関して多田部会長は

「みなさんのご意見を聞かせていただければたすかる。沖縄政府のものをスライドするとの考えのようだがカートンの厚さまで決めており、J A S でそういうことまで決めてしまつてよいものかどうか、検査所の内規に折り込んだ方がよいかとの問題もあり、今後いろいろとみなさんのご意見を聞き委員会に反映させていきたい。」

4. 製造工場缶マークについて

北田専務理事から次のような報告を行なつた。

「製造工場缶マークは全缶協と日缶協で話合いがつき工場個有の記号および府県別一連番号の 2 本建ていくことになつた。すでに厚生省に文書提出しており現在その返事待ちである。会員だけなら徹底しやすいが員外者もありそのリスト作成により整理を行なっている。一連番号の取り方は抽選 50 音順、登録順等いろいろ決め方があると思うがいづれにするか決めていない。また従来使つていた問屋のポンチについて廃棄届を出さなくてはならないのかどうかその辺の手續き問題も厚生省に問いただす必要がある。これに対して多田部会長から次の意向が示された。

「工場自体、自分のほしい番号があろう。全缶協で余り口を出さず、その地区地区で決めてもらいそれを待つていた方がよい。ポンチの廃棄は届けを出さずに自動的に消滅するようにしてもらいたい。」

以上の発言に対して全員賛成の意向を示した。

5. 計量法に基づく量目公差について

北田専務理事から次のような説明を行なった。

「量目公差については通産省から下限を -2% 、また上限も設けたいとの意向があり、これについて日缶協では規格表示委員会を開催し次の方針を決定している。

(1) 内容総量の量目公差について

① 上限公差の設定には、原則として反対であるが、やむを得ず設定するとすれば $+10\%$ とする。

② 下限公差については他の包装食品と同様に -2% とする。

(2) 固形量の量目公差について

再検討を要するということで保留。

以上の方針で通産省に要望している。」

これに対して全缶協の意向としては上限はできるだけはずしてもらいよう要望されたいとの見解であつた。

6. ブドウの粒数について

「農産缶工組ではアレキサンドリヤ、巨峰、ネオマスカットの粒数問題について検討を行ないたいとの意向があり、いずれこれを煮詰めたりえて全缶協に正式申し入れがあろう」との北田専務理事の報告があつた。

なお本規格部会の結論にもとづき、8月31日付全缶協規格部会長名をもつて農産缶工組なめこ部会長宛下記の文書を提出した。

部 発 第 239号

昭和46年8月31日

日本鋸産缶詰工業組合

なめこ部会長 松 本 政 典 殿

全国缶詰問屋協会

規格部会長 多 田 義 朗

なめこ缶詰の製造規格に関する件

拝啓 ますますご隆昌のことと大慶に存じます。

さて、8月18日付貴信46第199号にてなめこ缶詰のサイズ、固形量等の規格一部変更について弊協会に賛同ありたい旨ご要望がありました。この件につき去る8月27日の弊協会規格部会において慎重に協議致しましたところ下記の通りの結論を得ましたのでお知らせするとともに貴組合のご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 6号缶の内容総量の変更理由が明確でなく、またミリ表示等をも含めこうした規格の変更がなめこの場合、アウトサイダーにまで徹底できるかどうかも疑問とされる。
2. 規格の改廃、設定などについては十分なる検討期間と準備期間が必要である。従つて今シーズンからの実施には難色を示さざるを得ない。
3. 今シーズンは現行規格によることが望ましい。

以 上

統一伝票普及指導員中央講習会

日 時 昭和46年8月3日 10.00～17.30時

場 所 東京商工会議所ビル3階会議室

出 席 商工会議所関係指導員 46名

業種別団体関係指導員 42名

[うち全缶協側出席者]

東部地区 北洋商事(株) 商品管理部長 武術 穰介氏

松下 鈴木(株) 経 理 課 長 太田 潔氏

中部地区 (株) 梅 沢 取締役会長 森下 裕氏

(株)メイカン 専務取締役 岩井孝之助氏

西部地区 野田喜商事(株) 管 理 部 長 酒井和彦氏

(株) 祭 原 電算1課長 末広 実氏

全国缶詰問屋協会 専務 理 事 北田久雄氏

講義内容

1. あいさつ 日本商工会議所常務理事 鈴木正美氏
2. 流通システム化施策と伝票統一化について
通商産業省企業局商務第1課長 栗原昭平氏
3. 取引用統一伝票の規定(含む帳票管理)の説明と指導上の留意点
産業能率短期大学教授 三沢 仁氏
4. 統一伝票設計の方法および指導要領
経営コンサルタント 河尻 誠二郎氏
5. 事務機械化と取引用統一伝票について
電算研究所取締役 奈良 総一郎氏
6. 取引用統一伝票のメリットについて
日本繊維卸商団体協議会事務局長 雨宮芳夫氏

7. 取引用統一伝票普及指導員の事例発表

日光地区商工会議所事務局長 君島長伍氏

米子商工会議所事務局長 森川勇雄氏

8. 業種別取引用伝票の統一について

日本繊維卸商団体協議会 全国菓子問屋組合連合会

全国缶詰問屋協会（松下鈴木榎東京支社 管理部経理課長

太田 潔氏が説明）東京金物連合商工協同組合

全日本ゴム履物卸商業組合連合会

9. 質疑応答

10. 連絡事項

1) 地方講習会

① 会議所関係

② 業種別団体関係

2) パンフレットの配布

3) 事務処理（会計と報告書）

4) その他

日本商工会議所

11. 閉会 日本商工会議所

※ 講習会の概要

取引用統一伝票は事務合理化の一環として通産省が関係業界の意見をもとに統一伝票を作成しいよいよ本年度から普及指導を展開することになったが業界としてもその普及を促進させるため日本商工会議所および業種別団体から統一伝票普及指導員を選任、全缶協の東部政策調査部会、中部政策調査部会、西部政策調査部会からそれぞれ2名計6名が指導員として東部、中部、西部地区を担

当、食品業界の統一伝票普及指導にあたることになった。（担当者氏名は前号掲載）

〔業種別団体関係「統一伝票普及指導員」による地方講習会 要旨〕

(1) 主催者

日本商工会議所、開催地都道府県商工会議所連合会

開催地商工会議所、関係業種団体（全国団体、地区団体）

(2) 開催期日および講習時間

地方講習会は、原則として9月～11月の間において、業種別団体関係統一伝票普及指導員の所在する各都道府県内の主要都市で統一伝票普及指導員1人につきそれぞれ3回開催する。うち1回は、当該地域の通商産業局から担当官の出席を得て開催する。

1回の講習会の講習時間は2時間程度とする。

(3) 講師および講習対象者

地方講習会の講師には、業種別団体関係統一伝票普及指導員が当る。

講習対象者は、開催地関係業種団体、地区内の同一業種団体（製造、小売を含む）の会員および関係企業とするが、開催地関係業種団体の地区外からの参加も差支えない。

(4) 講習の内容

- ① 流通システム化施策と伝票統一化について
- ② 取引用統一伝票の規定（帳票管理を含む）について
- ③ 統一伝票の設計の方法について

- ④ 事務機化と取引用統一伝票について
- ⑤ 取引用統一伝票のメリットについて
- ⑥ その他

なおこの主旨にもとづき、東部地区は第1回目の統一伝票普及指導地方講習会を下記により開催する。

日時 昭和46年9月14日 13.30～15.30時

場所 北洋商事(株) 7階会議室

伍 詰 共 同 宣 伝

伍 詰 フ ェ ア ー 九 州 地 区 実 行 委 員 会

日時 昭和46年8月26日 13.00～17.00時

場所 福岡ビル 9階

出席者	松下 鈴木(株)	吉川 支店長
	国 分 (株)	富田 所長
	(株) 明治屋	井上 支店長
	(株) 祭 原	村田 支店長
	(株) 逸見山陽堂	橘田 支店長
	九州食糧品工業(株)	志村 社長
	(株) 深堀食品工場	深堀 社長
	日興食品 (株)	上野 社長
	太洋食品 (株)	楢崎 専務

林 兼 産 業 (株)

中 野 工 場 長

東 洋 製 缶 (株)

宇田川課長、工藤氏

※ 九州地区実行委員会の概要

缶詰が日本に誕生してこととして満100年にあたりこれを記念して全国主要都市で缶詰フェアを開催、大きな成果をおさめたが、九州・福岡において同様催しを実施すべく地元製造業者、問屋が集まり話しあつた結果次の方針を決定した。

1. 実施期日 10月中旬 3日間

2. 場 所 福岡市内デパート

(後日、大丸百貨店催物300坪で開催を決定。)

3. 予 算 約200万円

中央からの補助金100万円

出品展示会社約35社×30,000=105万円

外に缶詰専業者から $\frac{4}{24}$ を10%宛お土産用として寄贈する。

4. 担当係 総 務 松下鈴木、丸食

会 場 明治屋、祭原、大洋食品

催 事 大洋、日水、日魯、日興食品、逸見山陽堂

観客動員 野田喜、深堀

資料土産 国分、林兼

朝日女性教室

(4 6 年 9 月)

月日	会 場	13.00～14.00 時	1 4 0 0 ～ 1 5 . 0 0 時
9/8 (水)	横浜市磯子区磯子 3-5-1 磯子区役所会議室	だいどころ家庭論 吉 沢 久 子 (家事評論家)	初秋のおそうざい 萩原 マリエ (料理研究家)
9/10 (金)	長野市南県町691 長野県 連合婦人会館	主婦の健康体操 湯 本 きよみ (体 操 家)	初秋のおそうざい 筒 井 聡 子 (料理研究家)
9/12 (日)	上尾市原市3,483 原 市 中 学 校	10.30～12.30時 成長期のこどもの栄 養 新 居 裕 久 (昭和大学医学部講師)	初秋のおそうざい 岡 健 治 (料理研究家)

関 係 団 体 報 知

〔 営 業 所 移 転 〕

※ クレードル興農(株)東京営業所は、8月26日より下記に移転した。

住 所 東京都中央区日本橋通り1丁目9

(東 急 百 貨 店 日 本 橋 店 7 階)

電 話 (2 7 1) 3 6 8 2 番

会 員 消 息

〔 役員人事 〕

※ 吉藤商事(株) (水戸市笠原問屋町1丁目600番地70)では故社長兼子栄太郎氏の死去にともない、臨時取締役会を開催し次の経営陣を決定した。

取締役社長 兼子孝雄氏

取締役副社長 兼子辰雄氏

〔 配送センター移転 〕

※ 上島珈琲(株)本社(神戸市生田区多聞通5の3)の本社配送センター(生田区橋通り)を8月23日から下記に移転した。

住 所 神戸市東灘区魚崎町南町3丁目176

電話 (078)451~2061番

〔 神戸市内局番変更 〕

8月22日より神戸市内の局番が全部3ケタになり、従来の2ケタの数字に末尾1が追加された。

(株)宝商店 681局 8180番

(株)神戸小西商店 231局 2021番

(株)三原商店 221局 1123番

(株)神戸リリー 221局 5765番

東峰産業(株) 221局 7505番

石光商事(株) 241局 0101番

(株)吉川商店 341局 2241番

〔 機構改編 〕

※ 三菱商事(株)では8月1日付で食品マーケティング部を新設し併せて食品第一部、食品第二部の内部機構下記の通り改編した。

○食品第一部 部長 堀籠芳夫氏
(部付) 缶詰第一課、缶詰第二課、缶詰第三課、冷凍第一課、
冷凍第二課、冷凍第三課、受渡課

○食品第二部 部長 角田昇氏
(部付) 酪農化学食品課、酒類コーヒー課、製菓原料課

○食品マーケティング部 部長 角田昇氏
(部付) 食品第一課、食品第二課、食品第三課、缶詰課

また従来食品第一部、食品第二部においてそれぞれ取扱っていた冷凍食品、
青果物を食料開発部(冷凍食品開発班、青果物開発班を新設)に移管した。

〔 会社合併 〕

※ (株)大串商店(新潟市御新町3丁目社長大串大作氏)は長岡市の榮和物産(株)
と合併し9月1日から新しく「榮和物産株式会社」として発足することになつた。
役員および会社住所は下記の通り。

〔 役員 〕

取締役社長
(代表取締役) 羽 賀 栄 一 氏

取締役副社長
(代表取締役) 大 串 大 作 氏

専務取締役
(代表取締役) 佐 藤 邦 栄 氏

常務取締役 南 部 広 治 氏

〔住 所〕

本部及び長岡店 長岡市東蔵王2丁目580番270号

電話 (0258) 34-1311 代表

新潟店 新潟市御新町3丁目

電話 (0252) 73-5131 代表

事 務 局 報 知

〔西出忠義氏全缶協理事を辞任〕

榑吉川商店代表取締役会長西出忠義氏は8月10日付で一身上の都合により弊協会の理事を辞任された。

同氏は全缶協創立以来6年の間当協会の理事として一方ならぬご尽力をいただいただけにその辞任が惜まれた。

